

■ 業務運営方針

兵庫県信用保証協会は、その公共性と社会的使命を認識し、中小企業のベストパートナーとして、「信頼される保証協会」の実現を目指す。このため、平成21年度から23年度までの業務上の基本方針として、以下に掲げる事項を主要項目として取り組みます。

1. 迅速・的確な信用保証の提供

厳しい環境下に置かれる中小企業者の資金繰り安定に寄与するため、その資金ニーズに迅速・的確に対応し、積極的な保証推進を図る。

2. 適正保証の推進

持続可能な信用補完制度を念頭に置いて、保険収支の改善に配慮しながら、適正保証の推進に向けて組織的な対応を行う。

3. 政策保証の推進

経営の安定に支障を来している中小企業者に対して「セーフティネット保証」を推進するほか、中小企業者の資金調達多様化に関する取組みの一環として、「流動資産担保融資保証制度」等の推進を図る。また、新たに創設される保証制度についても即応し、保証利用の推進を図る。

4. 経営支援・再生支援の推進

中小企業再生支援協議会、金融機関等と連携して経営支援・事業再生に対する相互理解を深め、積極的に経営支援・再生案件を発掘し、事業再建に貢献する。

5. 回収の最大化

無担保保証、無保証人保証の代位弁済の急増に伴い、保全が脆弱な求償権が増加するなど回収環境は厳しさを増しており、きめ細やかな進捗管理の徹底、サービサーの有効活用等による回収の推進を図る。

6. 経営・業務の合理化・効率化

責任共有制度導入、無担保保険料率の引き上げ等による協会収支への影響を考慮し、既成概念に捉われずに各部署の業務内容の見直し・改善を行い、業務の合理化・効率化を実現する。また、コスト意識を高め、競争入札の積極的な推進等により購入コストの削減に努めるとともに、必要に応じて資金運用の見直しを行うなど経営の合理化・効率化を推進する。

7. コンプライアンスに関する取組み

全役職員が、法律・倫理・社会規範・社内規定などの諸ルールを厳正に遵守し、コンプライアンス態勢をより一層浸透させるため、研修をはじめ職場会議を継続的に実施し、コンプライアンス意識を向上させるとともに、実施状況を踏まえ必要に応じて現行の体制等の改善を図る。また、個人情報保護体制についてPDCAサイクルを導入し、実施状況をチェックし個人情報漏洩等の不祥事を発生させない。これらを確実に実践するため、適宜適切なコンプライアンス・プログラムを策定し、強固なコンプライアンス態勢を構築していく。